

騒音・振動の届出案内

～特定工場等の騒音・振動規制～

- 騒音・振動関係の届出様式は、一関市のホームページからダウンロードすることができます。

ホームページアドレス <http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>

「生活・環境」

└ 「生活環境」

└ 「騒音規制法・振動規制法にかかる届出などについて」
とお進みください。

- 本資料は、A4 両面（長辺とじ）で印刷してください。

届 出 窓 口
一 関 市 市 民 環 境 部
生 活 環 境 課 環 境 衛 生 係
Tel0191-21-8341 <直通>

(令和3年3月31日現在)

工場や事業場から発生する騒音や振動、並びに、建設工事にともなう騒音や振動については、市民の健康と生活環境の保全を図るため、法律や岩手県の条例により、規制が課せられています。

この案内書は、これら工場や事業場から発生する騒音や振動に対する規制について解説したものです。

【騒音に関する規制】

- ・ 騒音規制法
- ・ 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例
(以下、「県条例」という。)

【振動に関する規制】

- ・ 振動規制法

工場、事業場から発生する騒音・振動の規制

1 規制対象施設

規制対象地域内において、法律や県条例で定める表－1に掲げる施設を設置又は使用する工場や事業場は、特定工場等として規制の対象となり、一関市への届出が必要となります。

- 法律（騒音規制法・振動規制法）で定める騒音・振動の発生施設を、騒音・振動の「特定施設」といいます。
- 県条例で定める騒音の発生施設を「騒音発生施設」といいます。
- 特定施設や騒音発生施設を有する工場や事業場を「特定工場等」といいます。

表－1 規制対象施設（特定施設、騒音発生施設）

施設名		騒音関係		振動関係
		特定施設 (騒音規制法)	騒音発生施設 (県条例)	特定施設 (振動規制法)
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの	—————	—————
	製管機械	すべてのもの	—————	—————
	ベンディングマシン	ロール式のもので、原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	—————	—————
	液圧プレス	矯正プレスを除く	—————	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの	—————	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	—————	原動機の定格出力が1kW以上のもの
	鍛造機	すべてのもの	—————	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	—————	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
	ブラスト	タンブラスト以外のもの、密閉式のものを除く	—————	—————
	タンブラー	すべてのもの	—————	—————
	切断機	といしを用いるもの	—————	—————
	旋盤	—————	ベルト駆動式のもの	—————

施 設 名		騒 音 関 係		振 動 関 係
		特 定 施 設 (騒音規制法)	騒音発生施設 (県 条 例)	特 定 施 設 (振動規制法)
圧 縮 機		空気圧縮機で、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	空気圧縮機で、原動機の定格出力が3.75kW以上7.5kW未満のもの	冷凍機に用いるものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
送 風 機 ※		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	原動機の定格出力が3.75kW以上7.5kW未満のもの	—————
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	—————	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
織 機		原動機を用いるもの	—————	原動機を用いるもの
建設 用 資 材 製 造 機 械	コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 未満のもの	—————
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの	—————	—————
	コンクリートブロックマシン	—————	—————	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの
	コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械	—————	—————	原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの
穀物用製粉機		ロール式のもので、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	—————	—————
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	すべてのもの	—————	すべてのもの
	チ ッ パ ー	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	原動機の定格出力が2.25kW未満のもの	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
	碎 木 機	すべてのもの	—————	—————
	製材用帯のこ盤 丸のこ盤	原動機の定格出力が15kW以上のもの	原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満のもの	—————
	木工用帯のこ盤 丸のこ盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	原動機の定格出力が1.5kW以上2.25kW未満のもの	—————
	か ん な 盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	原動機の定格出力が1.5kW以上2.25kW未満のもの	—————
抄 紙 機		すべてのもの	—————	—————
印 刷 機 械		原動機を用いるもの	—————	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの

施設名	騒音関係		振動関係
	特定施設 (騒音規制法)	騒音発生施設 (県条例)	特定施設 (振動規制法)
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	—————	—————	カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30kW以上のもの
合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	—————	すべてのもの
鋳造型機	ジョルト式のもの	—————	ジョルト式のもの
冷凍機※	—————	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの	—————
冷却塔	—————	原動機の定格出力が0.75kW以上のもの	—————
バーナー	—————	燃料の消費能力が1時間当たり50%以上のもの	—————

※空調・冷蔵用の冷媒圧縮機（エアコンの室外機等）は、特定施設の場合は「送風機」、騒音発生施設の場合は「冷凍機」に分類されます。

2 規制対象地域

騒音や振動の特定工場等として規制の対象となる地域は、一関市の場合、都市計画区域内が対象となり、原則として都市計画法に定める用途地域により、表－2に示すとおり騒音関係は4区域、振動関係は2区域に分けられています。

ただし、例外的に規制基準が異なる区域がありますので、詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

表－2 規制対象地域

都市計画の用途区域	騒音規制法・県条例の 騒音規制区域	振動規制法の振動規制区域
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第2種区域	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	
工業地域	第4種区域	第2種区域

3 設置等の届出

特定施設等を設置する場合や、特定施設等の数や種類に変更が生じる場合等は、あらかじめ届出を行うことが義務付けられています。届出にかかる諸手続きは、表－3に示すとおりです。

表－3 届出一覧表

届出の種類	届出事由	提出者
特定施設設置届出書 騒音発生施設設置届出書	・工場・事業場内に、対象となる特定施設等を、法・条例ごとに初めて設置する場合	設置者
特定施設使用届出書 騒音発生施設使用届出書	・規制対象地域の変更や特定施設等の追加指定により、新たに特定工場等になった場合	設置者
特定施設の種類の数変更届出書 騒音発生施設の種類の数変更届出書	・すでに届出がされている特定工場等で、特定施設等の種類や数を変更する場合	特定施設（騒音発生施設）設置及び使用の届出者
騒音防止の方法変更届出書 振動防止の方法変更届出書	・届出がされている特定施設等の騒音（振動）の防止の方法を変更する場合	特定施設（騒音発生施設）設置及び使用の届出者
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	・届出者の氏名（法人の場合は代表者氏名）、名称、住所に変更があった場合 ・工場・事業場の名称、所在地（住居表示等により）に変更があった場合	特定施設（騒音発生施設）設置及び使用の届出者
特定施設使用全廃届出書 騒音発生施設使用廃止届出書	・届出している特定施設等のすべての使用を廃止した場合	特定施設（騒音発生施設）設置及び使用の届出者
承継届出書	・届出している特定施設等のすべてを譲り受け、又は借り受けた場合 ・相続、合併又は分割により特定施設等のすべてを承継した場合	承継者
環境保全監督者選任（解任）届出書	・環境保全監督者を選任又は解任した場合 ※ <u>県条例に基づく騒音発生施設を設置した場合は必須</u>	騒音発生施設設置及び使用の届出者

届出の期限	添付書類	罰則	受理書	根拠条項
設置工事開始の <u>30日前まで</u>	①特定施設等の配置図 ②特定工場等及びその 付近の見取図	不提出又は虚偽の届出 騒音-5万円以下の罰金 振動-30万円以下の罰金 条例-15万円以下の罰金	交付 ※県条 例のみ	騒法 6① 振法 6① 条例 36①
指定地域となった日又 は特定施設等となった 日から <u>30日以内</u>	③騒音(振動)の防止方 法を示す書類 ④その他参考書類	不提出又は虚偽の届出 騒音-3万円以下の罰金 振動-10万円以下の罰金 条例-10万円以下の罰金	交付 ※県条 例のみ	騒法 7① 振法 7① 条例 37①
変更に係る工事開始の 日の <u>30日前まで</u>	・特定施設等の構造図 〔カタログ等、騒音〕 (振動)値がわかる もの	不提出又は虚偽の届出 騒音-3万円以下の罰金 振動-10万円以下の罰金 条例-10万円以下の罰金	交付 ※県条 例のみ	騒法 8① 振法 8① 条例 38①
変更に係る工事開始の 日の <u>30日前まで</u>	・敷地境界線上におけ る騒音(振動)予測値 の計算書 (必要に応じて)	不提出又は虚偽の届出 騒音-3万円以下の罰金 振動-10万円以下の罰金 条例-10万円以下の罰金	交付 ※県条 例のみ	騒法 8① 振法 8① 条例 38①
変更の日から <u>30日以内</u>	不 要	不提出又は虚偽の届出 騒音-1万円以下の過料 (条例はなし) 振動-3万円以下の過料	な し	騒法 10 振法 10 条例 40
使用廃止の日から <u>30日以内</u>	不 要	不提出又は虚偽の届出 騒音-1万円以下の過料 (条例はなし) 振動-3万円以下の過料	な し	騒法 10 振法 10 条例 40
承継の日から <u>30日以内</u>	不 要	不提出又は虚偽の届出 騒音-1万円以下の過料 (条例はなし) 振動-3万円以下の過料	な し	騒法 11③ 振法 11③ 条例 40
選任又は解任したとき から <u>速やかに</u>	不 要	—	な し	条例 90

届出の注意点

- 届出は、添付書類も含めて**正副2部**を提出してください。1部は提出者控えとなりますので、受付印を押して返却します。
- 液圧プレス、定格7.5kW以上の空気圧縮機など、騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設の設置・変更については、**騒音・振動両方の届出が必要**になります。
- 設置届、数変更届等は**工事開始の30日前まで**の届出となりますので、提出期限にご注意ください。
- すでに届出がされている特定工場等で新たに施設を増設する場合は、**設置届ではなく数変更届**が必要となります。

なお、数変更届を要しない場合は以下のとおりです。

特定施設等の数の変更届を不要とする場合

1. 騒音規制法・県条例

- (1) 特定施設等の種類ごとの数を減少する場合
- (2) 特定施設等の種類ごとの数を当該施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内に増加する場合

	設置台数	届出済み台数	延べ台数	必要な届出	備考
最初の届出	5	0	5	設置届(5台)	
第1次増設	5	5	10	届出不要	届出済み5台 × 2倍[10] = 延べ台数[10]
第2次増設	1	5	11	数変更届(5台→11台)	届出済み5台 × 2倍[10] < 延べ台数[11]
第3次増設	10	11	21	届出不要	届出済み11台 × 2倍[22] > 延べ台数[21]
第4次増設	2	11	23	数変更届(11台→23台)	届出済み11台 × 2倍[22] < 延べ台数[23]

※ 老朽化などによる特定施設等の更新、大型化についても(2)の要件を満たす場合は、届出不要です。

※ 従来設置していなかった種類の特定施設等を設置する場合は、変更の届出が必要です。

2. 振動規制法

- (1) 特定施設の能力及び能力ごとの数を減少する場合
すでに届け出た台数以内の更新であっても新たな能力の特定施設が設置される場合は、変更の届出が必要です。

4 規制基準

特定工場等から発生する騒音や振動については規制基準が定められており、特定施設等の設置者は規制基準を遵守しなければなりません。この規制基準は、届出のあった特定施設等から発生する騒音・振動だけが対象ではなく、これら特定施設等を有する工場、事業場全体から発生する騒音・振動が規制の対象となります。

特定工場等の敷地境界における規制基準は、区域別、時間帯別に表－４のとおり定められております。

表－４ 規制基準

騒音				
区域	朝 AM 6:00～8:00	昼間 AM 8:00～PM 6:00	夕 PM 6:00～10:00	夜 PM 10:00～AM 6:00
第1種	50 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種	55 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種	65 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

※（騒音）第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校（幼稚園含む）、保育所、入院施設のある病院及び診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表で定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。（当該施設自身を含む。）

振動		
区域	昼間 AM 7:00～ PM 8:00	夜間 PM 8:00 ～ AM 7:00
第1種	60 デシベル	55 デシベル
第2種	65 デシベル	60 デシベル

5 計画変更勧告

市長は、特定施設等の設置の届出があった場合、届出にかかる特定工場等において発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法又は特定施設等の使用の方法もしくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができます。

6 改善勧告及び改善命令

特定工場等において発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は特定施設等の使用の方法もしくは配置を変更すべきことを勧告することができます。

更に、勧告を受けたものがその勧告に従わないで特定施設等を設置しているときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法の改善又は使用の方法もしくは配置の変更を命ずることができます。

ただし、新たに指定地域となった日又は特定施設となった日から3年間（振動における鍛造機は4年間）は命令の適用は猶予されます。

7 報告及び検査

市長は、特定施設を設置する者に対し、特定施設の状況、その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に特定施設を設置する者の特定工場等の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができます。

8 罰 則

○改善命令に違反したもの

騒音規制法…………… 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

振動規制法…………… 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

県条例…………… 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○前項7の報告をせず、又は虚偽の報告をし、もしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者

騒音規制法…………… 3万円以下の罰金

振動規制法…………… 10万円以下の罰金

県条例…………… 10万円以下の罰金

様式 記載例 条関係)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

一関市長 様

届出者 一関市竹山町〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 一関 一郎
(電話 XXX - XXXX)

騒音発生施設設置(使用)届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第36条第1項(第37条第1項)の規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社〇〇工場			※ 整 理 番 号		
工場又は事業場の所在地	一関市〇〇字〇〇番地			※ 受 理 年 月 日		年 月 日
工場又は事業場の事業内容	自動車部品加工業			※ 施 設 番 号		
常時使用する従業員数	30名			※ 審 査 結 果		
騒音の防止の方法	別紙のとおり。			※ 備 考		
騒音発生施設の種類の種類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻	使用終了時刻	設置(予定)年月日
空気圧縮機	〇〇-〇〇	5.2kW	1	8:30	17:00	XX年XX月XX日
送風機	××-××	6.0kW	1	8:30	17:00	XX年XX月XX日
冷凍機	△△-△△	3.8kW	1	8:30	17:00	XX年XX月XX日
用紙に書ききれない場合は、別紙に記載してください						

備考1 騒音発生施設の種類の欄には、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則別表第4に掲げる項番号及び名称を記載してください。

2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の位置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り、図面、表等を利用してください。

3 ※印の欄には、記載しないでください。

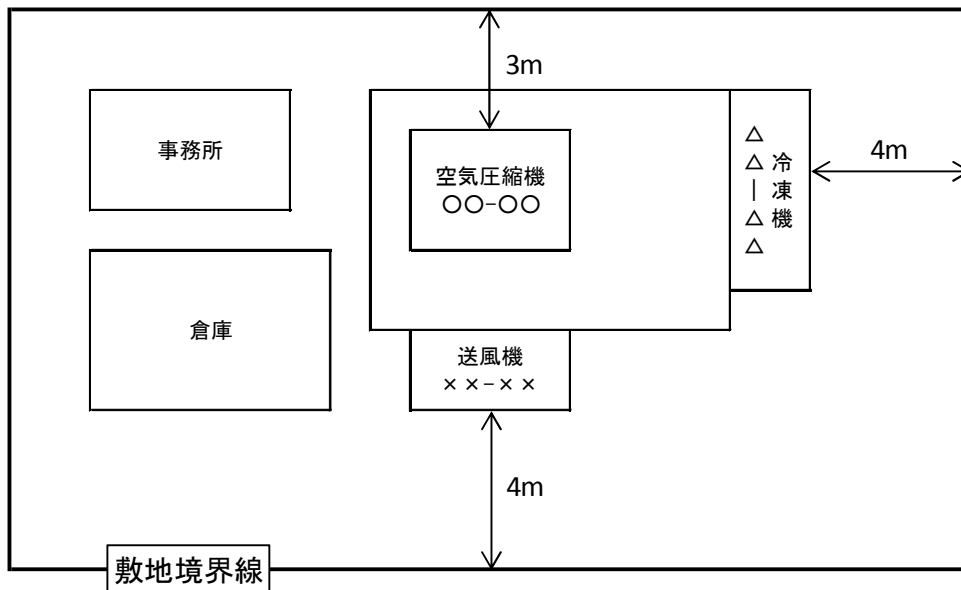
4 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

5 氏名(法人にあってはその代表者の代表者)が署名することができます

※この記載例は県条例の騒音発生施設設置届のものです。騒音規制法・振動規制法の届出は別様式となりますのでご注意ください。

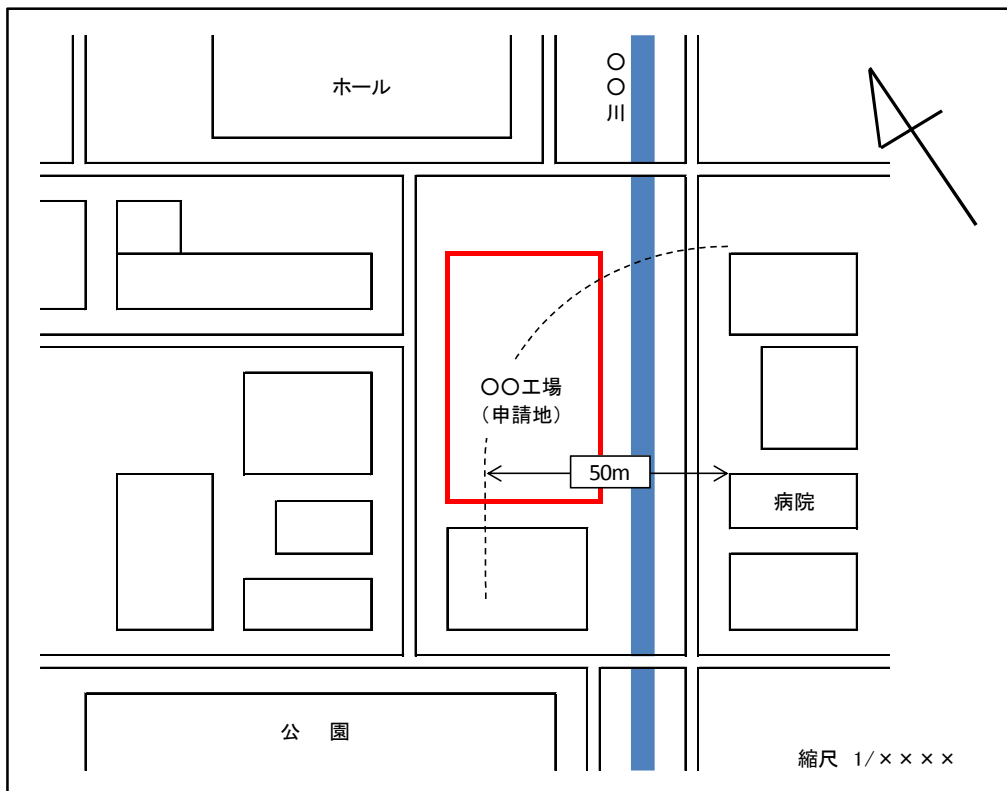
<添付書類記載例>

①特定施設の配置図



- 届出をする特定施設等の種類・数が照合できるようにしてください。
- 特定施設等から敷地境界線までの距離が把握できるように作図してください。

②特定工場等及びその付近の見取り図



- 申請地から 50m 付近の場所に学校・病院等の施設がある場合は、その施設からの距離を記入してください。

③騒音（振動）の防止方法を示す書類、④その他参考書類

- 「本体に消音機を取り付ける」「施設を建屋内に設置する」「低騒音型の機械を使用する」など、具体的な騒音対策を記載してください。
- 特定施設等から発生する騒音（振動）値や、防音装置の防音性能がわかるように、カタログや仕様書を添付してください。
- 必要に応じて、敷地境界線上における騒音（振動）予測値の計算書を添付してください。

（騒音予測の例）

	空気圧縮機 ○○-○○	送風機 ××-××	冷凍機 △△-△△
発生源での騒音レベル （カタログ値）	1 m 75.0 dB	1 m 51.4 dB	1.5 m 45.5 dB
音源対策による 減衰量	消音機設置 10 dB		
壁による減衰量	ALC パネル 20 dB		
距離による減衰量	3 m 9.5 dB	4 m 12.0 dB	4 m 8.5 dB
敷地境界線での 騒音レベル予測値	35.5 dB	39.4 dB	37.0 dB

※距離減衰量は以下の式で計算しています。

$$\text{距離減衰量(dB)} = 20 \times \log_{10}(r_2/r_1)$$

$$\left[\begin{array}{l} r_1 = \text{基準となる騒音の距離} \\ r_2 = \text{音源から敷地境界線までの距離} \end{array} \right]$$

※音源と予測地点の位置を記載した図を添付してください。